

昭和二十六年運輸省令第九十八号

港湾法施行規則

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、港湾法施行規則を次のように定める。

第一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第二条第六項の認定を受けようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾設施認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 当該港湾管理者の名称

二 認定を受けようとする施設の位置

三 認定を受けようとする施設の種類及び構造

四 認定を受けようとする施設が他の工作物と効用を兼ねるときはその概要

五 認定を必要とする理由

六 前項の申請書には、認定を受けようとする施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図を添附するものとする。但し、当該施設の種類により、その必要がないときは、その一部を省略することができます。

（法第二条第十項の国土交通省令で定める港湾施設）

第一条の二 法第二条第十項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。

一 荷さばき施設

二 野積場

三 駐車場

四 旅客施設

五 前各号の施設の機能を確保するための護岸用に供する施設

六 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設

七 港湾管理事務所

八 当該岸壁その他の係留施設及び前各号の施設の敷地

九 移動式施設

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件）

第一条の三 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 埠頭を構成する少なくとも一の係留施設の前面の泊地の水深が十四メートルを超えるものであることが、港湾計画において定められ

一 埠頭が同一の民間事業者により一体的に運営されること。

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情）

二 当該埠頭における当該輸入ばら積み貨物の取扱量の現況及び将来の見通し並びに当該港湾の周辺地域における当該輸入ばら積み貨物の需要の現況に照らし、当該港湾が当該輸入ばら積み貨物の海上輸送網の拠点となるにふさわしいものであること。

三 当該貨物取扱埠頭を中核として当該輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進による当該埠頭の運営が確保されること。

四 国際旅客船の受入れの円滑な促進による、地域経済の発展に相当程度寄与すると見込まれること。

（国際旅客船拠点形成港湾の指定の公示）

第一条の八 法第二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

（法第二条の四第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件）

第一条の九 法第二条の四第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

（法第二条の四第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件）

第一条の十 法第二条の四第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。

（法第二条の四第一項の国土交通省令で定める事情）

二 前号の物資の輸送の用に供される船舶において安全な荷役を行うのに必要な係留施設の構造の安定が損なわれないよう、必要な措置が講じられ、又は講じられることが見込まれること。

（法第二条の四第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件）

二 法第二条の三第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件が、官報に掲載して行うものとすると。

（法第二条の三第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件）

二 旅客の利便の増進を図るための旅客施設及びこれに附帯する駐車場が確保されること。

（法第二条の三第一項の国土交通省令で定める事情）

二 旅客の利便の増進を図るための旅客施設及びこれに附帯する駐車場が確保されること。

（法第二条の三第一項の国土交通省令で定める事情）

二 旅客の利便の増進を図るための旅客施設及びこれに附帯する駐車場が確保されること。

（法第二条の三第一項の国土交通省令で定める事情）

二 以上の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

（平成三十年法律第八十九号）第十一条第一項の許可を受けた者が当該港湾を利用することが見込まれるものであること。

三 二以上の許可事業者（法第五十五条の二第十において同じ。）が当該港湾を利用することができるものであること。

四 二以上の許可事業者をいう。第十七条の十において同じ。）が当該港湾を利用することができるものであること。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定の公示）

第一条の十一 法第二条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定の公示）

第一条の十二 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十三 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十四 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十五 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十七 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十八 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の十九 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の二十 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の二十一 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

（港湾計画の軽易な変更）

二 港湾運営会社に対する重要な融資を行つて
いること。

三 港湾運営会社に対する重要な技術を提供し
ていること。

四 港湾運営会社との間に重要な営業上又は事
業上の取引があること。

五 その他港湾運営会社の財務及び営業又は事
業の方針の決定に対して重要な影響を与える
ことができることが推測される事実が存在す
ること。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して
取得又は保有する議決権から除く議決権)

第十一條の十五 法第四十三条の二十一第一項に
規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲
げるものとする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第二百五
十四号）第二条第一項に規定する信託業をい
う。）を営む者が信託財産として取得し、又
は所有する港湾運営会社の株式に係る議決権
(法第四十三条の二十一第五項第一号の規定
により当該信託業を営む者が自ら取得し、又
は保有する議決権とみなされるものを除く。)
二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権
を有する支配人が当該代表権又は代理権に基
づき、議決権を使用することができる権限又
は議決権の行使について指図を行うことがで
きる権限を有し、又は有することとなる場合
における当該法人が取得し、又は所有する港
湾運営会社の株式に係る議決権

三 港湾運営会社の役員又は従業員が当該港湾
運営会社の他の役員又は従業員と共同して当
該港湾運営会社の株式の取得（一定の計画に
従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に
行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠
出金額が百万円に満たないものに限る。）をお
こなした場合（当該港湾運営会社が会社法（平成
十七年法律第八十六号）第二百五十六条第一項
(同法第六十五条第三項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。）の規定に基づ
いて当該取得した株式以外の株式を取得したとき
は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二
十五条）第二条第九項に規定する金融商品取
引業者に委託して行つた場合に限る。）にお
いて当該取得をした港湾運営会社の株式を信
託された者が取得し、又は所有する当該港湾
運営会社の株式に係る議決権（法第四十三条
の二十一第五項第一号の規定により当該信託
の二十一第五項第一号の規定により当該信託

された者が自ら取得し、又は保有する議決権
とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有
する港湾運営会社の株式（当該相続人（共同
相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認
をしたものとみなされる場合を含む。）若し
くは限定承認をした日までのもの又は当該相
続財産の共同相続人が遺産分割を了していな
いものに限る。）に係る議決権

五 港湾運営会社が自己の株式の消却を行つた
ために取得し、又は所有する当該港湾運営会社
の株式に係る議決権

第十一條の十六 法第四十三条の二十一第二項に
規定する国土交通省令で定める場合は、次に掲
げる場合とする。

一 保有する対象議決権の数に増加がない場合
二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対
象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十
八条第一項に規定する第一種金融商品取引業
を行う者に限る。）が業務として対象議決権
を取得し、又は保有する場合（同法第二条第
八項第一号に掲げる行為により取得し、又は
保有する場合を除く。）

四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する
証券金融会社が同法第二百五十六条の二十四第
一項に規定する業務として対象議決権を取得
し、又は保有する場合

（特定保有者の届出）

第十一條の十七 法第四十三条の二十一第三項の
届出は、特定保有者となつた日から一週間以内
に行わなければならぬ。

二 法第四十三条の二十一第三項に規定する国土
交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

一 特定保有者になつた日

二 特定保有者に該当することとなつた原因

三 その保有する対象議決権の数

（特別の関係にある者）

（特別の関係にある者）

第十一條の十八 法第四十三条の二十一第五項第
二号（法第四十三条の二十二第二項において準
用する場合を含む。）に規定する国土交通省令
で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関
係にある者（地方公共団体若しくは港務局又は
その総株主の議決権の三分の二以上の数の議決
権を地方公共団体が保有している株式会社を除
く。）とする。

一 会社の総株主等の議決権（総株主又は総出
資者の議決権をいい、株式会社にあつては、
株主総会において決議をすることができる事
項の全部につき議決権を行使することができ
ない株式についての議決権を除き、会社法第
八百七十九条第三項の規定により議決権を有
するものとみなされる株式についての議決権
を含む。以下この条において同じ。）の百分
の五十を超える議決権を保有している者（以
下この条において「支配株主等」という。）
と当該会社（以下この条において「被支配会
社」という。）との関係

二 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決
権の百分の五十を超える議決権を保有している
場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会
社の支配株主等とみなして前項の規定を適用す
る。

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配
会社との関係

四 夫婦の関係

（特定の関係にある者）

第十一條の十九 法第四十三条の二十二第一項
（対象議決権保有届出書の提出等）

規定期による証明書（國の職員が携帯するものを
除く。）は、第三号の二様式によるものとする。
（発行済株式総数の公表等）

第十一條の二十 法第四十三条の二十三第二項の
規定による証明書（國の職員が携帯するものを
除く。）は、第三号の三様式によるものとする。
（發行済株式総数の公表等）

第十一條の二十一 法第四十三条の二十四の規定
による公表は、港湾運営会社のウェブサイトへ
の掲載その他の適切な方法により行うものとす
る。

二 法第四十三条の二十四に規定する国土交通省
令で定める事項は、当該港湾運営会社の発行済
株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

三 法第四十三条の二十四の規定により公表する
場合において、株式の転換（当該株式がその發
行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が
交付されることをいう。）又は新株予約権の行
使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決
権の数に変更があつたときは、その登記が行われる
までの間は、登記されている発行済株式の総数
又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のもの
によることができる。

四 法第四十三条の二十四の規定により公表する
場合において、港湾運営会社の発行済株式の總
数に変更があつたときは、その登記が行われる
までの間は、登記されている発行済株式の總数
をもつて、第二項の発行済株式の總数とみなす
ことができる。

（料率変更の請求）

第十一條 法第四十四条第三項の規定による請求
をしようとする者は、左に掲げる事項を記載し
た料率変更請求書を国土交通大臣に提出するも
のとする。

一 請求者の氏名又は名称及び住所

二 当該料率を定めた港湾管理者の名称

三 当該料率並びにそれについて不当又は違法
と認める部分及びその理由

四 請求者が正当と認める料率

（入港料についての同意を要する協議）

第十一條の二 法第四十四条の二第二項前段の規
定期により入港料について国土交通大臣に協議

五 前項第五号に掲げる荷さばき施設の使用の許可の申請に対する処分の通知

六 前項第六号に掲げる旅客施設（旅客乗降用固定施設に限る。）の使用の許可の申請に対する処分の通知

七 前項第七号に掲げる保管施設（野積場に限る。）の使用の許可の申請に対する処分の通

八 知 前項第八号に掲げる船舶役務用施設（船舶

のための給水施設に限る。) の使用の許可の申請に対する処分の通知

九 前項第九号に掲げる廃棄物処理施設（廃油処理施設に限る。）の使用の許可の申請に対

十 前項第十号に掲げる移動式施設の使用の許する処分の通知

十一 可の申請に対する処分の通知
前項第十一号に掲げる港湾役務提供用移

動施設（船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水の用に供する船舶及

（立入り船舶の検査の結果の用に付する船舶の運送を
び車両に限る。）の使用の許可の申請に対す
る処分の通知

十二 前項第十二号に掲げるコンテナ用電源設備の使用の許可の申請に付する処分の通知

備の使用の許可の申請は処する处分の通知
十三 前項第十三号に掲げる入港料の減免の申
請に付一〇四分の通知

十四 前項第十四号に掲げる入港料の還付の申請に対する処分の通知

十五 前項第十五号に掲げる法第三十七条第一

十六 前項第十六号に掲げる法第三十八条の二
項の許可の申請に対する処分の通知

第一項及び第四項の届出を受理した旨の通知
十七 前項第十七号に掲げる申請等に対する処

（法第四十八条の四第一項第二号の国土交通省
分通知等

令で定める情報)
第十五条の二の二 法第四十八条の四第一項第二

号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 潮位に関する情報 二 入出港船舶の動静に関する情報

(法第四十八条の四第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報)

第十五条の二の三 法第四十八条の四第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報は、厚生労働省令で定める個人識別情報

号の国二十六道省令で定める個人識別情報に
真及び指紋とする。

(個人譜別情事を照合する方法)
第十五条の二の四 法第四十八条の四第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項

第三号の個人識別情報の照合のための機器（第十五条の七第一項において「照合機器」という。）に入力された重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

（法第四十八条の四第一項第四号の国土交通省令で定める情報）

第十五条の二の五 法第四十八条の四第一項第四号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 送り状及び船荷証券に係る情報その他の貨物の運送に関する情報

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める情報

（法第四十八条の四第一項第五号の国土交通省令で定める情報）

第十五条の二の六 法第四十八条の四第一項第五号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 港湾施設の位置、種類、数、規模及び構造に関する情報

二 港湾施設の調査及び測量に関する情報

三 港湾施設の設計及び施工に関する情報

四 港湾施設の維持管理計画等に関する情報

五 港湾施設の点検及び診断並びに評価に関する情報

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める情報

（電子情報処理組織の使用料）

第十五条の三 法第四十八条の四第一項の規定に

より港湾管理者が負担する同条第一項第一号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

法第四十八条の四第二項の規定により波浪情報等の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）が負担する同条第一項第二号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費のうち波浪情報等の提供に必要なものを基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

法第四十八条の四第二項の規定により重要な国際埠頭施設の管理者又は個人識別情報の照合を受ける者が負担する同条第一項第三号の電子情報

4 法第四十八条の四第二項の規定により同条第一項第四号の電子情報処理組織を使用する者が負担する当該電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

5 法第四十八条の四第二項の規定により港湾施設等情報の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）が負担する同条第一項第五号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

6 前五項の使用料は、年額として定めるものとする。ただし、第三項の個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料は、個人識別情報を法第四十八条の四第六項第三号の電子計算機に記録する際に定額を支払うものとして定めるものとする。

（電子情報処理組織を使用してする申請等及び处分通知等の様式）

第十五条の四 法第四十八条の四第四項の国土交通省令で定める電子情報処理組織を使用する申請等及び处分通知等の様式は、第十五条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる区分に応じて、法第四十八条の四第六項第一号に規定する国土交通大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式とする。
（電子情報処理組織を使用する者の届出等）

第十五条の五 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織を使用して申請等をしようとする者は、申請等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 处分通知等をしようとする港湾管理者の名称

2 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織を使用して处分通知等をしようとする港湾管理者は、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 国土交通大臣は、第一項又は前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別番号を付与する。

号、暗証番号その他必要と認める事項を通知文は交付するものとする。

4 第一項又は第二項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 波浪情報等の提供を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 提供を受けようとする波浪情報等の収集地点

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の六 法第四十八条の四第一項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 波浪情報等の提供を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の七 法第四十八条の四第一項第三号の電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受けることができる者は、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であつて、国土交通大臣が定める者とする。

前項の照合を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に届出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真及び個人識別情報の照合を受けることができる者であることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 勤務先の名称及び所在地

3 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 法第四十八条の四第一項第三号の電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 重要国際埠頭施設の名称及び所在地

3 前項の届出をした重要国際埠頭施設の管理者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三様式による申請書を港湾管理者に提出するものとする。

一 特定埠頭の運営の事業の名称

二 次に掲げる事項を記載した特定埠頭の運営の事業の計画

イ 特定埠頭の運営の事業の概要

ロ 特定埠頭の運営の事業の実施時期

ハ 特定埠頭の位置

ニ 特定埠頭を構成する港湾施設の種類、數、規模及び構造

三 特定埠頭の運営の事業の実施が当該港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四 資金計画

五 貸付けを希望する特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望するときは、その旨及び理由

六 その他特定埠頭の運営の事業の実施に関し必要な事項

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数

ハ ロード又は役員又は社員の履歴書

二 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表

ホ 組織を明らかにする書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 設立款又は寄附行為の謄本

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

二 組織を明らかにする書類

一 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 設立款又は寄附行為の謄本

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

三 貸付けを希望する特定埠頭の総体の位置を表示した縮尺五万分の一以上の平面図及び当該特定埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面図

四 特定埠頭の運営の事業の遂行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

五 貸付けを希望する特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望す

るときは、転貸を受ける者の概要を記載した書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類（法第五十四条の三第一項の国土交通省令で定める要件）

第十七条の三 法第五十四条の三第一項の国土交

通省令で定める要件は、次に掲げるものとす

る。

一 特定埠頭の運営の事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ コンテナ船により運送されるコンテナ貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該コンテナ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が四メートル以上のものに限る。）及びこれに連続する岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートルを超えるものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

ロ ロード又はロードオフ船により運送される貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該ロード又はロードオフ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

ハ ロードオン・ロードオフ船により運送される貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該ロードオン・ロードオフ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

コ ロードオン・ロードオフ船により運送される貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該ロードオン・ロードオフ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

ド ロードオン・ロードオフ船により運送される貨物を取り扱う特定埠頭を運営する事業であつて、当該ロードオン・ロードオフ船を係留するための岸壁その他の係留施設（水深が七・五メートル以上）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びにこれらに附帯する荷さばき地又は野積場の一体的な運営を含むもの

二 特定埠頭の運営の事業が当該埠頭の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該埠頭を係留するための岸壁から支障がないと認められること。

三 特定埠頭の運営の事業に係る資金計画が当該事業を適正かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 申請者が、特定埠頭の運営の事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するため必要なその他の能力が十分であること。

五 特定の利用者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 申請者の氏名又は名称

第七条の四 港湾管理者は、法第五十四条の三第二項の認定をするに當つては、当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 港湾管理者は、前項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間に公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

二 港湾管理者は、第一項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると港湾管理者が認めるもの除外）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

三 申請者の氏名又は名称

二 第十七条の二第一項第一号、第二号口から三まで、第三号及び第五号に掲げる事項の概要

一 第十七条の四第四項の規定により提出された意見書の処理の経過

三 当該認定を受けた者（次条において「事業者」という。）の認定理由

四 前三号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項

一 第十七条の七 港湾管理者は、法第五十四条の三第七項の規定により事業者に特定埠頭を構成する港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

二 港湾管理者は、事業者が法第五十四条の三第十二条の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除するものとすること。

三 第一项に規定する要件を欠くに至つたとき、

期間満了の日までの間に、港湾管理者に意見書を提出することができる。

（法第五十四条の三第五項の通知）

第十七条の五 港湾管理者は、法第五十四条の三第二項の認定（同条第三項の規定により国土交通大臣の同意を得てしたものを除く。）をしたときは、次に掲げる事項を記載した通知書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 当該認定を受けた者の氏名又は名称

二 第十七条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

三 当該認定を受けた者の認定理由

一 当該認定を受けた者の氏名又は名称

二 第十七条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

三 当該認定を受けた者の認定理由

一 第二項の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除するものとすること。

二 港湾管理者は、事業者が法第五十四条の三第一項に規定する要件を欠くに至つたとき、

三　事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したとき又は特定埠頭の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該埠頭の運営を解除することができるものとすること。

四　港湾管理者は、特定埠頭の運営の事業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な限度において、事業者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ、事業者はこれに応じなければならぬものとすること。

五　事業者は、貸し付けられた港湾施設に關し、これを第三者に転貸し、及びこれに係る賃借権を譲渡してはならないこと。ただし、事業者が、貸し付けられた港湾施設の一部について、当該港湾施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、これを第三者に転貸することについて港湾管理者の承諾を得なければならないものとすること。

六　事業者は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、港湾管理者の承諾を得なければならないものとすること。

七　異常な満船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他、公益上特別の必要がある場合において、港湾管理者が貸し付けられた港湾施設を事業者以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを事業者に指示したときは、事業者はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとすること。

一 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃料を貸し付ける者（以下この条において「貸付業者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

二 港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならない。

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十 法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）

一 許可事業者は、貸し付けられた港湾施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとすること。

二 許可事業者は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとすること。

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を許可事業者以外の者の利用に供してはならないことを許可事業者に指示したときは、許可事業者はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとすること。

(証明書の様式)

第十八条 法第五十五条の二の二第四項の規定による証明書(国の職員が携帯するものを除く。)は、第六号様式によるものとする。

(港湾施設を使用して行う広域災害応急対策)

第十八条の二 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、非常災害が発生した場合において、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長が実施する災害応急対策のうち、緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧その他災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とする。

(港湾広域防災施設)

第十八条の三 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設(第五十五条の二十六第三項第二号括弧書きに規定するものに限る。)及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設(同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。

(法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項)

第十八条の四 法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 國土交通大臣が管理する港湾広域防災施設(以下この条において「大臣管理施設」という。)が設置されている港湾の名称
- 二 大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称
- 三 大臣管理施設の種類、名称及び所在地

(法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項)

第十八条の五 法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 國土交通大臣が管理する港湾施設(以下の条において「大臣管理施設」という。)が設置されている港湾の名称
- 二 大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称
- 三 大臣管理施設の種類、名称及び所在地

(開発保全航路内の物件の使用等ができる区域)

第十八条の六 法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第一のとおりとする。

(緊急確保航路内における放置等禁止物件)
第十八条の七 法第五十五条の三の五第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。
一 船舶
二 土石
三 いかだ
四 竹木
五 車両
六 前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路内における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するものとされる。(緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可)
第十八条の八 法第五十五条の三の五第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類(技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあっては、第四号に掲げる書類に限る。)を国土交通大臣に提出するものとする。
一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類
イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能
ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
ハ イ及びロの照査方法
二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
四 前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類
前項の規定は、法第五十五条の三の五第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは、「国土交通大臣と協議」と読み替えるものとする。
(認定申請の手続)
第十九条 法第五十五条の七第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
一 法第五十五条の七第二項第一号に掲げる港湾施設である同項の特定用途港湾施設の建設

イ 特定用途港湾施設の総体の名称及び位置
(縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表
示すること。)

岸壁又は桟橋の長さ、係留能力及び構造建設又は改良を行う泊地の水深及び面積

令第四条第二項第二号の施設の種類、
教、観莫及び講告

類
規格及び構造
令第四条第二項第三号の施設の種類、
又、見裏ニテ
音

数規模及び構造
令第四条第二項第四号の施設の種類、

数、規模及び構造

数、規模及び構造

護岸の長さ及び構造
臨港交通施設の種類及び規模

令第四条第二項第七号の施設の種類、
数、係留能力及び構造

令第四条第一項第八号の敷地の面積

□から又までに掲げる施設の配置(縮尺
一万分の一以上の平面図をもつて表示する

工事に要する費用の概算

工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

用開始の予定期日

に掲げる港湾施設である同項の特定用途港湾施設の建設又は改良を行おうとする者にあつ

は、次に掲げる事項を記載した当該特定用
港湾施設の工事実施計画

特定用途港湾施設の総体の名称及び位置

(縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表示すること。)

荷さばき施設若しくは保管施設（保管施設）あつては、国際戦略港湾におけるもの

語にあつては、国際単純汎用におけるものに限る。）又は旅客施設の規模及び構造

令第四条の二第二項第一号又は第四条の三第二項第一号の施設の種類及び規模

令第四条の二第二項第一号又は第四条の三第二項第二号の施設の種類及び規模

口からニまでに掲げる施設の配置(縮尺
二万分の二)の記述を述べる。

「一万分の一以上の平面図をもつて表示すること。」

工事に要する費用の概算

用開始の予定期日

三 次に掲げる事項を記載した特定用途港湾施設の管理運営計画

イ 特定用途港湾施設の使用者の選定の基準及び方法

四 次に掲げる事項を記載した特定用途港湾施設に係る資金計画

ハ 特定用途港湾施設の使用料の算出方法

二 その他の特定用途港湾施設の管理運営に関する事項

五 特定用途港湾施設に係る収支計画

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員又は社員の履歴書

ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿

二 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

ホ 貸付申請に関する意思の決定を証する書類

ヘ 組織を明らかにする書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

二 組織を明らかにする書類

(認定の通知)

第二十一条 国土交通大臣は、前条の申請をした者が令第二条の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした者及び当該特定用途港湾施設に係る港湾の港湾管理者に対し、その旨を通知するものとする。

請求書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 港湾管理者の当該年度における当該特定用途港湾施設に係る貸付けの金額及び出資の金額並びにその時期

二 港湾管理者の貸付けを受ける者の当該年度における当該特定用途港湾施設の工事実施計画の明細

三 港湾管理者の貸付けを受ける者の当該年度における当該特定用途港湾施設に係る資金計画の明細

四 港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件

一 前項の申請書には、次に掲げる当該特定用途港湾施設に関する書類を添付するものとする。

二 その他の必要な図面

一 平面図、縦断面図、標準横断面図、深浅図

二 岸壁又は橋脚並びに令第四条第一項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあっては、廃棄物埋立護岸に限る。）の安定計算の概要

（国土交通大臣の承認事項）

第二十二条 令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、令第六条第七号に掲げる事項のうち次に掲げる事項以外のものとする。

一 貸付けに係る特定用途港湾施設に係る管理運営計画を変更すること（当該施設の使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法を変更する場合を除く。）。

二 貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を一ヶ月以下の期間を定めて休止すること。

（令第六条第三号の特定用途港湾施設の価額）

第二十三条 令第六条第三号の特定用途港湾施設の価額は、当該施設の取得価額又は製作価額とする。

（令第六条第三号の利益の額）

（令第六条第三号の国土交通省令で定める割合）

第二十四条 令第六条第三号の国土交通省令で定める割合は、年三・ペーセントとする。

（令第六条第三号の利益の額）

第二十五条 令第六条第三号の利益の額は、特定用途港湾施設の運営に係る毎事業年度における収益から費用を控除した額とする。

（前項の費用は、事業費用（法人税、道府県の他の事業収益及び受取利子その他の事業外収益（積立金取りきずし額以外の特別利益を含む。次条において同じ。）の合計額とする。）の合計額とする。）

一 第項の費用は、事業費用（法人税、道府県の他の事業収益及び受取利子その他の事業外収益（積立金取りきずし額以外の特別利益を含む。次条において同じ。）の合計額とする。）の合計額とする。）

二 第項の費用は、事業費用（法人税、道府県の他の事業収益及び受取利子その他の事業外収益（積立金取りきずし額以外の特別利益を含む。次条において同じ。）の合計額とする。）の合計額とする。）

三 第項の費用は、事業費用（法人税、道府県の他の事業収益及び受取利子その他の事業外収益（積立金取りきずし額以外の特別利益を含む。次条において同じ。）の合計額とする。）の合計額とする。）

一 受取利子その他の事業外収益にあつては、それぞれの事業に専属する事業収益による割合

二 事業費用にあつては、次の各号に掲げる割合

　（一）法人税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあつては、それぞれの事業に専属する利益による割合

　（二）その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用（諸税及び減価償却費を除く。次号において同じ。）による割合

三 支払利子その他の事業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあつては、それぞれの事業に専属する事業用固定資産の価額による割合

（当該固定資産につき前事業年度末における貸借対照表に付せられた価額から当該固定資産につき当該貸借対照表に計上された減価償却引当金の額を控除した価額による割合をいう。）

ロ その他のものにあつては、それぞれの事業に専属する事業費用による割合

（区分経理）

第二十七条 法第五十五条の七第一項の港湾管理者の貸付けを受ける者は、特定用途港湾施設の運営に関する経理について特別の勘定を設け、特定用途港湾施設の運営以外の事業に関する経理と区分して整理するものとする。この場合に於ける運営の運営と特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設の運営以外の事業との双方に関連する収益及び費用は、前条の規定に従い、それぞれの事業に配賦して経理するものとする。

（特別特定技術基準対象施設の改良に係る認定申請の手続）

第二十七条の二 法第五十五条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方針)

第三十四条 法第五十六条の四第五項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第三十五条 法第五十六条の四第五項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適當ではないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(第三十六条 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を当該工作物等の放置されていた場所を管轄する地方整備局の事務所、当該都道府県知事が統括する都道府県の事務所若しくは当該港湾管理者の事務所に掲示し、又は官報、公報若しくは新聞紙に掲載する等当該掲示に準ずる適當な方法で公示しなければならない。

一 当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量
二 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
三 当該競争入札の執行の日時及び場所
四 契約条項の概要
五 その他国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者が必要と認める事項

2 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。
3 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前条ただし書の随意契約によろうとするとき

きは、なるべく一人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

(工作物等を返還する場合の手続)

第三十七条 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、保管した工作物等(法第五十六条の四第五項の規定により売却した代金を含む)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させれる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、第九号様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(報告の微収等)

第三十八条 法第五十六条の五第一項の規定により法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可に係る事項に關する必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

法第五十六条の五第二項の規定により港湾運営管理者に対し、その業務又は経理の状況に關する報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

法第五十六条の五第三項の規定により港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に關し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

法第五十六条の五第一項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書(國の職員が携帯するものを除く。)は第十号様式によるものとし、同条第二項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書(國の職員が携帯するものを除く。)は第十一号様式によるものとし、同条第三項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十二号様式によるものとする。

(法第五十八条第三項の国土交通省令で定める事項)

一 当該区域の位置及び面積
二 当該区域の公水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第二項の竣功認可の告示がされた年月日

三 当該区域の公水面埋立法第二十二条第二項の竣工認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該区域の有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めた理由

五 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項

(職權の委任)

第四十条 第十五条の七第二項から第五項の規定による国土交通大臣の職權は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

第十四条の三の規定は、法附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第六項、失効前の沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第四条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第十四条の三第一項中「法第四十六条第一項」とあるのは、「法附則第三項の規定により準用された法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

法附則第十五項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。第一次に掲げる事項を記載した法附則第十五項の規定による貸付けの対象としようとする港湾施設の建設又は改良の工事に係る工事実施工計画

イ 当該港湾施設の種類、名称及び位置(縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表示すること)。
ロ 当該港湾施設の規模、構造及び安定計算の概要
ハ 工事方法
ニ 工事に要する費用の概算

一 前項の通知を受けた附則第三項の申請をした者は、法附則第十五項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

イ 密接関連事業の概要
ロ 密接関連事業に必要な施設等の概要
ハ 密接関連事業の運営方法
ニ 密接関連事業の実施時期

ホ 密接関連事業の開始に要する費用の概算

三 次に掲げる事項を記載した当該港湾施設の建設又は改良の工事及び密接関連事業に係る資金計画
四 当該港湾施設の建設又は改良の工事及び密接関連事業に係る収支計画
五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 役員又は社員の名簿及び履歴書
三 最近の事業年度の財産目録又は貸借対照表及び損益計算書
四 組織を明らかにする書類

五 地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人であることを証する書類
六 令附則第八項第一号の承認を受けている工事実施工計画を有する者であることを証する書類
七 令附則第九項の同意を得ている者であることを証する書類

八 貸付申請に関する意思の決定を証する書類
九 国土交通大臣は、附則第三項の申請をした者が令附則第八項の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした者及び当該港湾施設に係る港湾管理者に対し、その旨を通知するものとする。

一 当該年度における当該港湾施設の建設又は改良の工事に要する費用の額並びに当該貸付金の額及び貸付けの時期
二 改良の工事に要する費用の額並びに当該貸付金の額及び貸付けの時期
三 当該年度における密接関連事業に係る事業計画の明細

四 当該年度における当該港湾施設の建設又は改良の工事及び密接関連事業に係る資金計画の明細

前項の申請書には、当該港湾施設に関する平面図、縦断面図、標準横断面図、深浅図その他必要な図面を添付するものとする。

法附則第二十項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該国際拠点港湾の港湾計画において定められているものとする。

一 埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね一千メートル

二 少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船）一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物の運送に係る外国貿易船をいう。この使用の一単位に係る埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同じ。前面の泊地の水深が十五メートル

三 少なくとも一の前号に掲げる規模以上の係留施設等を含む連続する三の係留施設等の奥行き（当該係留施設等の総面積（単位 平方メートル）を当該係留施設等に係る係留施設の総延長（単位 メートル）で除して得たものをいう。）がおおむね五百メートル

法附則第二十項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 当該国際拠点港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要なこと。

二 当該埠頭の機能の高度化による当該国際拠点港湾の運営の効率化及び高度化を図るために他の行政機関と当該埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。

三 当該埠頭の利用の効率化及び高度化を図ための情報システムが整備されること。

四 当該埠頭と道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保されること。

五 当該埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。

附 則（昭和二十九年九月四日運輸省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年六月二九日運輸省令第五号）

この省令は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月一〇日運輸省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月二九日運輸省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年五月一八日運輸省令第二八号）

この省令は、港湾法等の一部を改正する法律（昭和四八年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の一部の施行の日（昭和四九年七月十六日）から施行する。

二 改正法附則第二条第四項の規定による届出又是通知をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した臨港地区内施設届出書又は臨港地区内施設通知書を港湾管理者の長に提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 この省令は、この省令の施行前に運輸大臣に提出された港湾計画については、この省令による改正後の港湾法規則第一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年五月一八日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年三月一四日運輸省令第五号）

この省令は、許可、認可等の整理に関する法律（昭和五十四年法律第七十号）の一部の施行の日（昭和五十五年三月二十四日）から施行する。

附 則（昭和五五年一二月二二日運輸省令第四五号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

3 前項の届出書又は通知書には、港湾法施行規則第五条第二項第二号に掲げる書類を添付する。

4 改正法附則第二条第五項の規定による届出又は通知をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した水域施設等届出書又は水域施設等通知書を当該水域施設等の所在する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事に提出するものとする。この場合において、当該都道府県が二以上あるときは、同一の届出書又は通知書をそれぞれの都道府県を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該届出又は通知に係る水域施設等の所在する水域の範囲

三 当該届出又は通知に係る水域施設等の種類、規模及び構造

四 当該届出又は通知に係る施設が、水域施設である場合にあつては船舶許容能力、係留施設である場合にあつては係留能力

五 前項の届出書又は通知書には、港湾法施行規則第二十九条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付するものとする。

附 則（昭和五四年五月一八日運輸省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年五月一八日運輸省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一一日運輸省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年五月六日運輸省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

6 改正法附則第二条第五項の規定による届出又は通知をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した水域施設等届出書又は水域施設等通知書を当該水域施設等の所在する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事に提出するものとする。この場合において、当該都道府県が二以上あるときは、同一の届出書又は通知書をそれぞれの都道府県を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該届出又は通知に係る水域施設等の所在する水域の範囲

三 当該届出又は通知に係る水域施設等の種類、規模及び構造

四 当該届出又は通知に係る施設が、水域施設である場合にあつては船舶許容能力、係留施設である場合にあつては係留能力

五 前項の届出書又は通知書には、港湾法施行規則第二十九条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付するものとする。

附 則（昭和五四年五月一八日運輸省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年五月一八日運輸省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一一日運輸省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年五月六日運輸省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

7 四 改正法附則第二条第五項の規定による届出又は通知をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した水域施設等届出書又は水域施設等通知書を当該水域施設等の所在する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事に提出するものとする。この場合において、当該都道府県が二以上あるときは、同一の届出書又は通知書をそれぞれの都道府県を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該届出又は通知に係る水域施設等の所在する水域の範囲

三 当該届出又は通知に係る水域施設等の種類、規模及び構造

四 当該届出又は通知に係る施設が、水域施設である場合にあつては船舶許容能力、係留施設である場合にあつては係留能力

五 前項の届出書又は通知書には、港湾法施行規則第二十九条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付するものとする。

附 則（昭和五四年五月一八日運輸省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第八四号）

この省令は、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

第三条 改正附則第三条第五項の規定によりな
定の適用については、第一条の規定による改正
前の港湾法施行規則第十五条の七の規定は、な
おその効力を有する。

おその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の規定の適用については、第一条の規定による改正前

第四条 改正法附則第三条第六項の規定によりな
の港湾法施行規則第十七条の十の規定は、なお
その効力を有する。

おその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定及び港湾法施行令の一部を改正する政令

(平成二十三年政令第三百四十三号) 附則第二
条の規定によりなおその効力を有するものとさ
れる同令による改正前の港湾法施行令(昭和二

十六年政令第四号)第十条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第二十七条の二及び第二十七条の三の規定

は、なおその効力を有する。

する。証明書は、第一條の規定による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。

附 則 (平成二五年八月一日国土交通省
令第六四号)

1 この省令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の港湾法施行規則第10号様式による証明

書は、この省令による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。

省令第七六号

備に関する法律附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附則（平成二五年九月一八日国土交通省令第七八号）抄
（施行期日）

この省令は公布の日から施行する

（施行期日）
この省令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年一月六日国土交通省令第九四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月一五日国土交通省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月一八日国土交通省令第三四号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日国土交通省令第四七号）
この省令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年七月一日国土交通省令第六一号）
この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

附 則（平成二七年七月一五日国土交通省令第五三号）
この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年七月十六日）から施行する。

附 則（平成二八年二月二九日国土交通省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年六月二十四日国土交通省令第五一号）
この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三十日国土交通省令第五七号）
この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附則（平成二十九年七月七月国土交通省令第四三号）

1 この省令は、港湾法の一部を改正する法律の改正前の港湾法施行規則第十号様式による証明書は、この省令による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。

附則（平成二九年一二月二六日国土交通省令第七二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年一二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月七日国土交通省令第七号）

（経過措置）

2 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第六号様式による。

証票及び第十一号様式による証明書は、それぞれ第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第六号様式による証明書及び第十一号様式による証明書とみなす。

附 則（令和二年一月一六日国土交通省令第八九号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月一三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日国土交通省令第三九号）
（施行期日）
この省令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年一二月一六日国土交通省令第九〇号）
（施行期日）
1 この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に調製された港湾台帳の様式については、第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第五号様式にかかわらず、なお從前との例によることができる。

3 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第六号様式による証明書は、第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第六号様式による証明書とみなす。施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

附 則（令和五年九月二九日国土交通省令第七七号）
（施行期日）
第二条 この省令による改正後の港湾法施行規則（以下「新規則」という。）第十五条の人第一項及び第十五条の九第一項の規定により届出をし

2 なればならない事項で、この省令の施行前に国土交通大臣に届出をし、その後変更がないものについては、それぞれの規定により当該届出をしたものとみなす。

この省令による改正前の港湾法施行規則第五号の二の二様式による港湾環境整備計画認定申請書及び第五号の二の三様式による港湾環境整備計画変更認定申請書については、新規則第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和六年二月一日國土交通省令）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条（施行期日）この省令は、令和六年四月一日から施行する。

౨

三一

二八

					二 歐州地域	一 北米地域
					ヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング 海、オホーツク海及び日本海を含 む太平洋に面する地域を除く。）を 含む。）	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地 域を除く。）
		三 中 南 美 地 域			メキシコ以南の北アメリカ大陸及び 南アメリカ大陸	
	四 大 洋 洲 地 域		オーストラリア大陸			
五 ア フ リ カ 大 陸						
別表第二（第十八条の六関係）						
一 令別表第二第一号に規定する東京湾中央航 路の区域のうち同号（3）から（6）までに掲 げる地点を順次に結んだ線及び同号（3）に掲 げる地点と同号（6）に掲げる地点とを結んだ 線により囲まれた区域及び次に掲げる地点を順 次に結んだ線及び（1）に掲げる地点と（6）						

係留施設	別表第三（第二十八条の二十一関係）									
	確認対象施設の種類	外郭防波堤、津波、偶発波浪（港湾二百五十分の区域）	防砂堤、導流堤、防潮堤、護岸、突堤、堤防及び胸壁（令別表第一第一五号に規定する来島海峡航路の区域）	閘門（令別表第二第十号に規定する閘門航路の区域）	水門及び閘門（横浜本牧防波堤灯台から一四一度四五分の区域）	その他の施設（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から八〇〇メートルの地点）	施設（六〇メートルの地点）	（二）第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇五、九二〇メートルの地点	（三）第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点	（四）第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点
一　レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設 二　海洋再生可能エネルギー発電設備等から受けける荷重の作用によ	その他の施設	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	その他の施設	閘門及び閘門	水門及び閘門	水門及び閘門	施設	（二）第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇五、九二〇メートルの地点	（三）第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点	（四）第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点
一　九万五千円 二　九万五千円	円	二百五十九万五千円	三百六万三千円	百九十二万五千円	九万五千円	九万五千円	円	九万五千円	九万五千円	九万五千円

臨港地區內行為罰出發(工場、事業場以外用)

四

氏名又は名称及び住所並びに法人にあ
る旨

〔原 18号〕

既存の第1項の規定により、同項の施設の建設につき取り扱います。

水質、種類、規模及び構造
の利用の計画

[建設] の工事の開始及び完了の予定期日

次の大きさは、日本産業規格A判4番とすること。

第三号の二様式（第十一条の十九認可）（昭和十六年四月五日、昭和十八年六月九日認可を
除く。令和元年三月三十日、令和元年四月一日改正）

年月日

中 / 1

3-2 月別収支状況		3-3 月別収支状況	
月別収支額	割合(既定生産量に対する割合)	月別収支額	割合(既定生産量に対する割合)
1	25	42	42
2	27	45	45
3	22	45	45
4	24	44	44
5	25	42	42
6	26	46	46
7	27	47	47
8	26	46	46
9	29	49	49
10	20	36	36
11	21	35	35
12	22	35	35
13	23	36	36
14	24	34	34
15	35	55	55
16	36	56	56
17	37	57	57
18	36	56	56
19	38	58	58
20	40	60	60

4-1 月別収支状況及び月別収支額に対する割合

月別収支額	割合(既定生産量に対する割合)
1	25
2	27
3	22
4	24
5	25
6	26
7	27
8	26
9	29
10	20
11	21
12	22
13	23
14	24
15	35
16	36
17	37
18	36
19	38
20	40

4-2 月別収支状況及び月別収支額に対する割合

2 記載事項のうち「2 提出者に関する事項」には、既に他の調査機の保有状況について記載し、「3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の調査機の保有状況について記載し、「4 提出者及び共同保有者に関する認証部」には、共同保有者がいる場合のみ、提出者及び共同保有者の調査機の保有状況について記載する。

記を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「3. 共同保有者に関する事項」及び「4. 提出者及び共同保有者に関する事項」は該当する欄に記入する。

- 説教」による部分は感想することはない。

3. 对暴君和奸佞有深恶痛疾（以下この様式において「闇出来」という。）の挑玉者、共同保有者全員の委任を受けて当該執事者及び姦詐共同保有者全員の選出事をついてまとめた提出する場合には、当該執事者及び共同保有者全員のそれぞれの虚偽の状況を記述する旨について、別紙②「選出者に関する事項」に記載とともに、これらの詐称の種類の状況を一覧して「○選出者及び共同保有者が開示した状況」に記載すこととし、この場合にて、この

著及び共同所有者に関する記載欄に記載すること。この欄には、この様式のうち「3. 共同所有者に関する事項」に係る部分は掲出することを要しない。

4. 空けられている欄は、該当する番号を○で覆ること。

5. 記号の付されている項目の記載は、次によること。

- (4) 氏名又は略称及び社番並びに法人名にあっては、その代表者の氏名
 (5) 略書記の提出者本人（代議員が提出する場合は当該代議員）の氏名又は略称及び社番並びに法人名にあっては、その代表者の氏名を記載すること。

を代理する権限を付与したことと証する書面を添呈書に添付すること。
③ 展示審査の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当

- 該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載すること。なお、当該共同保有者が、当該是出者に延長届の提出に関する一切の行為につき、該共同保有者を代理する権限を付与したことの記載の範囲を明確に定めておく。

したことなどを記す箇欄を届け書に記入すること。
④ 届出義務発生日
　対象譲受権保有者となつた日を記載すること。
⑤ 提出者（对象譲受権保有者）
　① 住所上の現況住所の氏名や実家など個人情報を記載する箇欄を記入すること。

職商品取引法第27条の2第3項各号に掲げる者に該当する業務執行会員等を保有者として認定すること。また、この場合、その旨を該当事者の「2-4 勘定決算を有する株式等に関する取扱規約等重要な契約」欄に記載すること。

第三号の三様式（第十一条の二十関係）

第四号様式（第十三条関係）

第四号様式（第十三条関係）（昭和十九年・文部・甲子類文令）一部改正

3. 通勤道路の種類、名前、管理者名又は所有者名のうちの担当路線開設の権限を把握するための記入欄	
(1) 本道規制	
規制区域番号	未記入
区域名	未記入
管理者名・場所	未記入
起終点	未記入
起點(始)地名	未記入
終點(終)地名	未記入
計画上の本道	未記入
(a) 現在の本道	未記入
地図の地図番号	未記入
ルートマップの地図番号	未記入
構造物の地図番号	未記入
上記範囲の範囲図	未記入
地図表示の地図の外観	未記入
建設開始年	未記入
改修年	未記入
改修年	未記入
管理者	未記入
所有者	未記入
備考	未記入

(4) 道交交通事故(原車、軽自動車、機関車、軌道、船舶、漁船及びリバーボート)	
原 車	原車(自)
原 車	原車(他)
軽 自 動 車	軽自動車(自)
軽 自 動 車	軽自動車(他)
機 關 車	機関車(自)
機 關 車	機関車(他)
軌 道	軌道(自)
軌 道	軌道(他)
航 積 船	航積船(自)
航 積 船	航積船(他)
漁 船	漁船(自)
漁 船	漁船(他)
リバーボート	リバーボート(自)
リバーボート	リバーボート(他)
合 計	合計(自)
合 計	合計(他)

（6）吉川市立吉川小学校の定期評議会	
日 時	平成 2 年 月 日
場 所	吉川小学校
主 席	吉川小学校長
司 事	吉川小学校教頭
出席者	吉川小学校教職員、児童、保護者等
議題	（略）
開会式	（略）
講話	（略）
報告	（略）
決議	（略）
閉会式	（略）
備考	（略）

(3) 南洋博覧会実行委員会内務、児童施設などの連携の実現に関する連絡を確立するための会議
会議名
会議場所
開催者名
開催年月日(西暦)
主な用意
会議議題
出席者(人)
備考
連絡担当者(会議開催者)
連絡担当者(会議開催者)
会議費用(1回)

(1) 申請書の提出場所	内閣府の中央窓口の窓口課務部
文 章 種 類	
文 書 者 名	
通 水 の 方 式	
延 期	延[期]
附 文	附[文]
機関別	機[関別]
機関別年	機[関別年]
該段階別	該[段階別]
該段階別年	該[段階別年]
多 集 合	多[集]合
該集合別	該[合]集別
該集合別年	該[合]集別年
備	備

(i) 他の医療機関のための施設

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(ii) 施設外構築物

(イ) 建物、施設、構造物の登録

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(iii) 建物

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(iv) その他の施設の登録

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(v) 病院・診療所・施設の登録

(イ) 医療機関

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(ii) 病院・診療所・施設の登録

(イ) 施設登録料(千円)

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(vi) 調査結果

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(イ) その他の施設の登録

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

(vii) 施設登録料(千円)

施設名	年齢
性別	姓
年齢	姓
性別	姓
建設開始年月	年 月 年
引取年月日	年 月 日
事業者登録料(千円)	円
備考	

第五号の一様式（第十五条関係）

第五号の一の二様式（第十五条の二十一関係）

第五号の二の二様式（第十五条の二十一関係）

年 月 日

○○港港得管理者

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
港湾構造物整備計画認定申請書

載するものとすること。

支拂済額	(現金)	(預金)	年 月 日
新規登録用			
<p>被扶養者名又は扶養せし者等に於て 個人番号の記載がある場合は、 該個人番号を記入せよ。</p> <p>他施設医療のみの3種類の被扶養に、 より多くある場合は、 該個人番号の欄に記入して、 下記欄に記入せよ。</p> <p>のとおり記入せよ。</p> <p>1 地域の名称等を示すもの</p> <p>2 施設の種類、施設名又は施設番号</p> <p>3 「[支拂済額]」欄に「[扶助金額]」</p> <p>4 地域の名称等を示すもの</p> <p>5 施設の種類、施設名又は施設番号</p> <p>6 西暦表示</p> <p>質問に何を伺うべきは、日本版審査基準A4表記すること。</p>			

第八号様式（第三十三条関係）

第九号様式（第三十七条関係）

月相1、日本車輌機器入りのウルフモードすること。

第十号様式（第三十八条関係）

外語翻訳実験	
問題	解説
英語→日本語	英語→日本語
日本語→英語	日本語→英語
英語→英語	英語→英語
日本語→日本語	日本語→日本語

第十一号様式（第三十八条関係）

(中學英語)。古今英語之少。〇一
古今英語之少。古今英語之少。〇二

